

令和4年度 総会資料

次 第

1. 開会のことば
2. 会長あいさつ
3. 学校長あいさつ
4. 議長・書記選出
5. 議 事
 - 第1号議案 令和3年度事業報告並びに決算報告
 - 第2号議案 令和4年度事業計画案並びに予算案審議
 - 第3号議案 令和4年度役員選任並びに承認の件
6. 新役員紹介
7. 職員紹介
8. 閉会のことば

日 時 令和4年5月2日（月） 午後3時50分～

場所 志木市立宗岡第四小学校 体育館

志木市立宗岡第四小学校PTA

令和3年度事業報告

I 会議

(1) 定期総会 4月 30日

(2) 常任委員会

R. 3

- 4.21 準備会
本部・専門部の組織編成
街頭指導について
校内草取りについて
- 4.30 本部・専門部の運営について
学年部植栽について
広報「あらくさ」について
- 5.12 活動報告
運動会について
資源回収について
- 7.7 活動報告
街頭指導について
安全パトロールについて
- 10.6 活動報告
資源回収について
街頭指導について
安全パトロールについて
- 12.8 活動報告
資源回収について
街頭指導について
来年度専門部会について

R. 4

- 1.13 活動報告
資源回収について
広報「あらくさ」について
親の学習について
総会について
- 3.2 活動報告
今年度の各部報告と反省
総会について

(3) 専門部会

今年度は本部が代行いたしました

- ☆ 学 年 部
- ☆ 教養保健体育部
- ☆ 安 全 部
- ☆ 広 報 部

(4) その他

※ 歓送迎会

II 活動

(1) 本部

R. 3

- 4.21 第1回本部会
4.30 第2回本部会
4.30 P T A総会
5.6 前期学校ボランティア募集
5.8 市P連総会
5.12 第3回本部会
5.12 第1回草取り
5.14 P T A会費集金
5.21 運動会前日準備
5.22 運動会 協力
5月 ※歓送迎会
記念品・感謝状の贈呈
- 7.7 第4回本部会
7.11 ※天神社安全パトロール
7.17 ※市内全校協力パトロール (敷島)
7.30 地域学校保健委員会
7月 ※給食試食会
※青少年育成委員とPTAとの懇談会
- 9.14 第1回会長・副会長オンライン会議
9月 ※後期学校ボランティア募集
- 10.5 ※第2回草取り
10.6 第5回本部会 (オンライン会議)
10.13 児童へマスク, 手袋, アルコール配布
10.25 ファミリーフェスティバル
クイズ用紙配布
- 11.1 ファミリーフェスティバル
クイズ解答用紙と景品配布
- 12.8 第6回本部会
12.11 第1回資源回収

R. 4

- 1.13 第7回本部会 (オンライン会議)
1.13 第2回会長・副会長オンライン会議
1.17 市P連 全体研修会
2.2 第3回会長・副会長オンライン会議
2.9 ※本部会
2.26 ※第2回資源回収
3.2 第8回本部会
学校保健委員会 (オンライン会議)
3.11 監査会

※は中止および自粛

(2) 各部報告

(本年度は本部が代行しました)

① 学年部

- R. 3
- 4月 年間事業計画
 - 5月 日曜日・GW中の水やり
 - 5.12 第1回草取り
 - 6月 日曜日の水やり
※コスモス種まき
 - 7月 日曜日の水やり
※コスモス植栽
 - 8月 日曜日・お盆中の水やり
 - 9月 日曜日の水やり
 - 10.5 ※第2回草取り
 - 11.19 クリスマス飾り付け
(昇降口前、歌碑まわり)
 - 12.24 クリスマス飾り片付け
 - 12.31 水やり
- R. 4
- 1.3 水やり
 - 3月 ※卒業・入学に向けての花植栽
- 5月～
次年度4月 ※アルミ缶回収

② 教養保健体育部

- R. 3
- 5.12 年間事業計画
「家庭教育学級及び親の学習」
個別説明会
 - 5.22 ※運動会協力
 - 6月 ※給食試食会
 - 7.30 地域学校保健委員会
 - 10.30 ※ファミリーフェスティバル協力
- R. 4
- 1.21 ※家庭教育学級(親の学習)
 - 3.2 地域学校保健委員会

③ 安全部

- R. 3
- 7.1 柏町地区たんぽぽ隊連絡報告会
 - 7.2 1年懇談会にて街頭指導説明
及び旗配布
 - 7.13 校区内パトロール
2学期街頭指導プリント配布
 - 7月 ※夏祭りパトロール
 - 11.9 ※校区内パトロール
 - 11.18 柏町地区有志旗当番表配布
 - 12.20 3学期街頭指導プリント配布
- R. 4
- 2.8 ※校区内パトロール
 - 3.22 新学期街頭指導プリント配布

④ 広報部

- R. 3
- 4月 年間事業計画
 - 4月～5月 各行事 取材・撮影・原稿依頼
 - 5月 運動会撮影
 - 6月 編集作業
 - 7.15 あらくさ発行
 - 9月～12月 各行事 取材・原稿依頼
- R. 4
- 1月・2月 各行事 取材・原稿依頼
 - 3.18 あらくさ発行

※は中止および自粛

Ⅲ 他団体との連絡提携

(1) 交通安全母の会

- R. 3
7.15～24 夏の交通事故防止運動
7.15 朝の交通安全指導
※「夏の交通事故防止運動」
街頭キャンペーン
9.10 ※志木市交通安全母の会理事会
9.21～30 秋の全国交通安全運動
9.21 朝の交通安全指導
11.26 交通安全母の会理事会
12.1～14 冬の交通事故防止運動
12.2 朝の交通安全指導
12.6 「冬の交通事故防止運動」
街頭キャンペーン
- R. 4
3月 春の交通安全運動合同会議
3.18 ※交通安全母の会理事会
4.6 ※春の交通安全運動出発式
街頭キャンペーン
4.11 朝の交通安全指導
6.27 母の会総会

(2) 市内各校PTA

- ※PTA歓送迎会 (宗中 宗二小)
※卒業式
※入学式
※地域防犯ネットワーク推進協議会

(3) PTA連合会

- R. 3
5.7 市P連総会準備
5.8 市P連総会
8.1 市P連デジタル分科会
10.14 市P連市長との意見交換会
10.20 市P連志木市教育委員会との
意見交換会
- R. 4
1.17 市P連全体研修会
2.21 市P連全体研修会プレミアム試写会
市教委との意見交換会
- 市P連会長副会長会議(全8回)
R.3 5/8 6/9 7/14 9/8 11/10 12/8
R.4 2/9 3/9

※は中止および自粛

令和3年度PTA決算書

1.収入の部

△予算額に対して減(単位:円)

項	目	節	予算額	決算額	比較	付記
会費	会費	会費	980,700	987,875	7,175	家庭数・教職員数×2,100円
補助金	補助金	補助金	40,000	130,000	90,000	市P連補助・コロナ対策費(臨時)
繰越金	繰越金	繰越金	608,303	608,303	0	繰越金
雑収入	雑収入	雑収入	0	9	9	預金利子
合計			1,629,003	1,726,187	97,184	

2.支出の部

項	目	節	予算額	決算額	比較	付記
運営費	会議費	総会費	20,000	7,085	△ 12,915	総会
		諸会議費	30,000	0	△ 30,000	
	庶務費	事務費	300,000	167,593	△ 132,407	事務用品・備品
		旅費	5,000	0	△ 5,000	講演会参加
		渉外費	75,000	0	△ 75,000	各関係団体参加
活動費	各部活動費	学年部費	100,000	33,844	△ 66,156	環境整備費(花・肥料他)消耗品
		教養保体部費	30,000	4,600	△ 25,400	講習会・消耗品・バレー部(体育館電気代)
		安全部費	10,000	0	△ 10,000	
		広報部費	105,000	73,544	△ 31,456	広報「あらくさ」製作費・消耗品等
	教育奨励費	児童活動費	350,000	377,083	27,083	運動会(花火)・コロナ対策品・卒業記念品・名札・ファミリーフェスティバル
	家庭教育セミナー	家庭教育セミナー	40,000	0	△ 40,000	講師謝礼等
慶弔費	慶弔費	慶弔費	75,000	41,340	△ 33,660	慶弔・記念品等
負担金	負担金	負担金	200,000	181,012	△ 18,988	記念事業積立金・市P連
予備費	予備費	予備費	289,003	0	△ 289,003	
合計			1,629,003	886,101	△ 742,902	

3.収支の部

収入 1,726,187 円
 支出 886,101 円
 残高 840,086 円(令和4年度へ繰越)

上記のとおり報告いたします。

令和4年5月2日 志木市立宗岡第四小学校PTA会長 久保 大地
 令和4年3月11日

監査の結果適正であることを認めます。

令和4年5月2日 志木市立宗岡第四小学校PTA監査 上原 敏
 石坂 潤子

令和3年度PTA特別会計決算書

1.収入の部

(単位:円)

摘 要	収入金額
繰越金	365,066
第1回資源回収	62,462
第2回資源回収	0
第3回資源回収	0
補助金	4,000
預金利子	2
合 計	431,530

2.支出の部

(単位:円)

摘 要	支出金額
資源回収運搬費(大村商事(株)他)	34,000
資源回収雑費(備品)	5,051
合 計	39,051

3.収支の部

収入	431,530 円
支出	39,051 円
残高	392,479 円(令和4年度へ繰越)

上記のとおり報告いたします。

令和4年5月2日

志木市立宗岡第四小学校PTA会長

令和4年3月11日

監査の結果適正であることを認めます。

令和4年5月2日

志木市立宗岡第四小学校PTA監査

久保 大地

上原 敏
石坂 潤子

令和4年度事業計画(案)

I 会議

1. 総会
2. 歓送迎会
3. 常任委員会
4. 専門部会
5. その他

II 活動

1. 本 部

- (1) 会議
- (2) 資源回収
- (3) 運動会
- (4) ファミリーフェスティバル
- (5) 学校支援事業
- (6) 夏祭りパトロール
- (7) 講演会
- (8) WEB ベルマーク
- (9) 市P連広報誌講習会
- (10) その他

2. 各 部

- (1) 学 年 部
 - ① 環境整備
 - ② アルミ缶回収
 - ③ その他
- (2) 教養保健体育部
 - ① 講習会
 - ② 給食試食会
 - ③ その他
- (3) 安 全 部
 - ① 校区内・夏祭りパトロール
 - ② 通学路街頭指導
 - ③ その他
- (4) 広 報 部
 - ① 広報「あらくさ」発行
 - ② その他

III 教育振興に関する活動

1. 学年・学級活動
 - (1) 授業参観
 - (2) 学級懇談会
 - (3) 担任の先生との連絡提携
 - (4) その他
2. 道徳教育を推進するための活動
3. 児童の福祉を推進するための活動
4. 児童の活発化を図るための活動
5. その他

IV 他団体との連絡提携

1. 市教育委員会
2. 市公民館
3. 交通安全母の会
4. 子ども会
5. 市内各校PTA
6. 志木市立学校PTA連合会
7. 市P連親睦バレーボール大会
実行委員
8. その他

令和4年度PTA予算書(案)

1.収入の部

△前年度予算額に対して減(単位:円)

項	目	節	前年度 予算額	本年度 予算額	比較	付記
会費	会費	会費	980,700	1,001,700	21,000	家庭数・教職員数×2,100円
補助金	補助金	補助金	40,000	40,000	0	市補助・市P連補助
繰越金	繰越金	繰越金	608,303	840,086	231,783	繰越金
雑収入	雑収入	雑収入	0	0	0	預金利子
合計			1,629,003	1,881,786	252,783	

2.支出の部

項	目	節	前年度 予算額	本年度 予算額	比較	付記
運営費	会議費	総会費	20,000	20,000	0	総会
		諸会議費	30,000	30,000	0	
	庶務費	事務費	300,000	300,000	0	事務用品・備品・机
		旅費	5,000	5,000	0	講演会参加等
		渉外費	75,000	75,000	0	各関係団体参加等
活動費	各部活動費	学年部費	100,000	90,000	△ 10,000	環境整備費(花・肥料他)消耗品等
		教養 保体部費	30,000	30,000	0	講習会・消耗品等・バレー部電気代、雑費
		安全部費	10,000	10,000	0	消耗品購入等
		広報部費	105,000	110,000	5,000	広報「あらくさ」制作費 消耗品等
	教育奨励費	児童活動費	350,000	500,000	150,000	鑑賞会補助・卒業記念品・花火・名札・衛生用品・ファミリーフェスティバル
	家庭教育 セミナー	家庭教育 セミナー	40,000	30,000	△ 10,000	講師謝礼等
慶弔費	慶弔費	慶弔費	75,000	75,000	0	慶弔・記念品等
負担金	負担金	負担金	200,000	200,000	0	市P連・記念事業積立金
予備費	予備費	予備費	289,003	406,786	117,783	
合計			1,629,003	1,881,786	252,783	

上記のとおり提案いたします。

令和4年5月2日

志木市立宗岡第四小学校PTA会長

久保大地

PTA本部役員・常任委員名簿

(1) 本部役員

会長		副会長	
幹事		監査	
		顧問	細田 嵩 荻嶋 浅三代 篠 泰司 神原 美智子 上原 正敏 岩田 一郎 細田 公雄 細田 昭喜 市之瀬 初男 拔井 貴之 市ノ瀬 武寿 細田 信裕 高倉 俊哉 市之瀬 匠

(2) 常任委員

学年	保護者名(児童名・クラス)
1年	
2年	
3年	
4年	
5年	
6年	

宗岡第四小学校PTA規約

第1章 名称及び事務所

第1条 この会は宗岡第四小学校PTAという。

第2条 この会は事務所を宗岡第四小学校におく。

第2章 目的及び活動

第3条 この会は児童の保護者と教師とが協力して、家庭と学校と社会における児童・青少年の幸福な成長をはかることを目的とする。

第4条 この会は前条の目的をとげるために次の活動をする。

1. よい保護者、よい教師となるための研修につとめる。
2. 家庭と学校との連絡を密にし、児童・青少年の補導育成をはかる。
3. 児童・青少年の生活環境整備につとめる。
4. 地域教育の振興方策を研究する。
5. その他、目的達成のために必要と認めたこと。

第3章 方針

第5条 この会は教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

1. 児童・青少年の教育ならびに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
2. 特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的とするような行為は行わない。
3. 学校の人事その他管理に干渉しない。

第4章 会員

第6条 この会の会員となることのできるものは、次のとおりとする。

1. 宗岡第四小学校に在籍する児童の保護者又はこれに代わる者。
2. 宗岡第四小学校に在籍する教職員。

第7条 会員はすべて平等の義務と権利を有する。

第5章 役員

第8条 この会の役員は次のとおりとする。

1. 本部役員(会長 1名 副会長若干名 幹事若干名 監査 2名)
2. 常任委員(各クラス若干名)
但し、学年 1クラスでも少人数の場合はこの限りではない。

第9条 役員を選出は次の方法による。

1. 会長と監査は会員中より総会で承認する。但し、その候補者の選出は選考委員会による。選考委員の構成ならびに運営については細則による。
2. 副会長、幹事は会長が委嘱する。
3. 常任委員は各学級中より選出し、総会で承認する。
4. 幹事は常任委員より選出する。(各学年1～2名)
但し、その選出方法は細則による。

第10条 役員任期は 1年とする。(但し、再任を妨げない)

第11条 役員の仕事は次のとおりとする。

1. 会長は本会を代表し、各種会議を招集し会務を統理する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職を代行する。
3. 常任委員は、会員を代表して委員会を構成し、本会の目的遂行のため、その企画実施の任にあたる。
4. 幹事は会長の命を受け、各種会議の記録、この会の庶務及び会計事務処理を行う。
5. 監査はこの会の経理を監査する。

第12条 学校長は必要ある場合、各種の会議に出席して意見を述べるができる。

第13条 この会に顧問をおくことができる。顧問は常任委員会で推挙し、総会で承認する。

第6章 総会

第14条 総会は全会員をもって構成され、この会の最高決定機関である。

第15条 総会は定期総会及び臨時総会とする。

1. 定期総会は毎年 4～5月に開催し、事業報告及び計画の承認、規約の改正、役員を選出、その他重要な事項を審議する。
2. 臨時総会は常任委員会が必要と認めたとき、または会員の 5分の 1以上の要求があったときに開催する。

第16条 総会の議事は出席者の過半数で決する。

第7章 常任委員会

第17条 常任委員会は会長が認めたとき、または構成員の 4分の 1以上の要求があったときに開催する。

第18条 常任委員会は総会決定事項の企画、実施方法及び各専門部の設置等この会の運営について審議する。

第19条 常任委員会の議事は会員の過半数で決する。

第8章 専門部

第20条 この会の活動に必要な事項について、調査・研究・立案及びこれの実施をするために次の専門部をおく。
学年部、教養保健体育部、安全部、広報部。
特別な事項について必要があるときは、臨時の専門部を設けることができる。

第21条 専門部は常任委員及び学校教職員をもって構成し、会長がこれを委嘱する。

第22条 専門部には部長 1名、副部長 1名をおく。

第23条 専門部の議事は出席者の過半数で決する。

第9章 会 計

- 第24条 この会の活動に要する経費は、会費、寄付金及びその他の収入による。
- 第25条 会費は会員 1人当たり(1世帯)年額 2,100円とし、これを会計に納入する。
- 第26条 この会の経理は総会において決議された予算に基づいて行われ、この決算は会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。
- 第27条 この会の会計年度は毎年 4月 1日から始まり、翌年 3月 31日に終わる。

第10章 細 則

- 第28条 この会の運営に関し必要な細則は、この規約に反しないかぎりにおいて常任委員会の議決を経て定める。
常任委員会は細則を制定または改廃した場合には、その結果を次期総会に報告しなければならない。

第11章 改 正

- 第29条 この規約は総会において会員の 3分の 2以上の賛成により改正することができる。

付 則

- 第30条
1. 本規約は昭和 56年 9月 19日より施行する。
 2. 第8条、第25条の一部改定を昭和 62年 5月 2日より施行する。
 3. 第8条、第11条の一部改定を昭和 63年 5月 7日より施行する。
 4. 第8条の一部改定を平成元年 5月 13日より施行する。
 5. 第8条、第9条、第25条の一部改定を平成 7年 4月 28日より施行する。
 6. 第8条、第9条の一部改定を平成 14年 5月 2日より施行する。
 7. 第8条の一部改定を平成 15年 5月 2日より施行する。
 8. 第8条、第20条の一部改定を平成 16年 5月 7日より施行する。
 9. 第9条の一部改定を平成24年4月27日より施行する。
 10. 第20条の一部改定を平成24年4月27日より施行する。
 11. 第3条、第4条、第6条の一部改定を平成29年4月26日より施行する。
 12. 第8条(2)の一部改定を令和2年6月17日より施行する。

《選考委員会細則》

第9条第1項による選考委員会細則を次のように定める。

第1条 選考委員会の委員は下記により構成する。

- ① 本部役員から 2名を選出する。
- ② 各学年委員から 1名を選出する。
- ③ 教員から 2名選出する。

第2条 選考委員会の正副委員長は選考委員の互選による。選考委員長は次期総会までに選考委員会を開き、新会長候補者及び新監査候補者を選出する。

第3条 選考会議において、各委員は本会の役員として適任と思われる人物を推薦する。

第4条 選考委員長は、選考委員会を代表して、次期総会において選考経過を報告し、総会の承認を得る。

付 則

1. この細則は、昭和 56年 9月 19日より施行する。
2. 第1条の一部改定を平成 7年 4月 28日より施行する。

宗岡第四小学校PTA慶弔・見舞・報償規程（内規）

- 第1条 PTA会員、役員、教職員ならびにその家族の慶弔等については、この規程によるものとする。
- 第2条 教職員が結婚したときは、祝金として金 5,000円を贈る。
- 第3条 顧問、会員、教職員ならびにその家族が死亡したときは、次により弔慰金を贈る。
- | | |
|-------------------------|----------|
| (1) 顧問、会員(夫婦)、児童の場合 | 金 5,000円 |
| (2) 顧問、本部役員の本居の一親等以内の場合 | 金 5,000円 |
| (3) 教職員の一親等以内の場合 | 金 5,000円 |
- 第4条 会員が火災、その他の災害により家屋、家財等に著しく損害を受けたときは、見舞金として金 3,000円を贈る。
- 第5条 PTA役員ならびに教職員が退任または転退職したときは、次によるものとする。
- (1) 正副会長が退任した場合、記念品(1,000円に在任年数を乗じた金額相当。但し、5,000円を上限とする。)を添えて感謝状を贈る。
 - (2) PTA幹事及び専門部部長(交通安全母の会を含む)が退任した場合、記念品を添えて感謝状を贈る。
 - (3) 教職員が転退職した場合、勤続5年未満 3,000円、5年以上5,000円を餞別として贈る。但し、勤続1年の場合は1,000円または1,000円相当の記念品を贈る。
- 第6条 この規程の運用並びに規程以外で必要のある場合は、本部役員会において協議するものとする。
- 付 則
- ・この内規は、昭和 57年 3月 18日より実施する。
 - ・但し、昭和 56年度分は、昭和 56年 4月 1日にさかのぼって適用する。
 - ・第5条(3)の改定を昭和 63年 5月 7日より施行する。
 - ・第6条の改定を平成 5年 5月 6日より施行する。
 - ・第5条(2)の改定を平成 6年 4月 30日より施行する。
 - ・第2条および第3条の改定を平成 12年 5月 1日より施行する。
 - ・第5条(3)の一部改定を平成 19年 5月 2日より施行する。
 - ・第5条の一部改定を平成21年5月1日より施行する。
 - ・第3条(2)・(3)の一部改定を平成22年5月7日より施行する。
 - ・第5条(2)・(3)の一部改定を平成27年4月28日より施行する。

志木市立学校PTA連合会 保険制度

1. 会 員 •PTA全会員が本校PTA会長を代表会員として加入する。
2. 負担金 •会員一人につき年額 118円に加えて児童1人につき9.067円を
会長が市P連に一括納入する。
負担金の充当方法については前年度末の常任委員会で決定する。
3. 見舞給付の対象者 •加入する志木市立学校PTA連合会団体保険の被保険者に準ずる者。
4. 対象事業 •PTA主催または共催事業であること。

授業参観・PTA総会・学級学年PTA活動・運動会・各種競技会
役員会・校外補導・交通安全指導・PTA研修会・市町村P連行事
研修視察等の事故は勿論のこと、参加するために、正常な通学路
を通過しての往復途中の交通事故等も含む。

5. 見舞給付金 •1日以上の傷害を対象とする。

治療に必要な諸費用は、健康保険等を利用して各自己負担となるが、見舞給付金として次の区分により給付する。対象者は、教頭または本部役員まで速やかに連絡し、必要な書類が届き次第、医師診断書を添えて請求する。

PTA団体傷害保険		
死亡・後遺障害保険金額	250万円	
入院保険金(日額)	3,000円	
手術保険金	入院時	30,000円
	外来時	15,000円
通院保険金(日額)	2,000円	
年間保険料118円(1会員あたり)		

PTA賠償責任保険		
対人賠償	1名 1億円	免責なし
	1事故	
対物賠償	1事故 1億円	
保管物賠償	年間500万円	免責 5,000円
年間保険料9.067円(1児童あたり)		

※保険会社の約款内容により、障害の程度や手術内容等で保証金額が変わります。

6. 加入期間 •毎年 4月 1日に始まり翌年 3月 31日に終わり、以下毎年更新する。